

環境基本計画の考え方

考え方

平成 18 年度の策定したつくばみらい市環境基本計画に基づき、環境施策を展開してきましたが、本年度が計画最終年度となるため、これまでの取組状況や国・茨城県における環境施策の動向などを踏まえ、環境の保全と創出に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な取組みを明らかにし、市民・事業者・行政の各主体が共通の認識を持ちながら、自主的、積極的に取り組むことによって理想的な環境像を実現することを目的としています。

関係法令及び条例

▼環境基本法第 7 条

地方公共団体は、基本理念にのっとり、環境の保全に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

環境保全の基本理念（第 3 条～第 5 条）

- ①現在及び将来の世代の人間が環境の恵沢を享受し、将来に継承
- ②全ての者の公平な役割分担の下、環境への負担の少ない持続的発展が可能な社会の構築
- ③国際的協調による積極的な地球環境保全の推進

▼茨城県環境基本条例第 5 条

市町村は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に関し、県の施策に配慮しつつ当該市町村の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

基本理念（第 3 条）

- ①現在及び将来の県民が環境の恵沢を享受し、将来に継承
- ②環境への負担の少ない持続的発展が可能な社会の構築
- ③全ての者が公平な役割分担の下、自主的かつ積極的に取り組む
- ③国際的協調による積極的な地球環境保全の推進

▼つくばみらい市環境保全条例第 3 条

市長は、良好な環境を確保するため、良好な環境の確保と形成に関する総合的な施策を策定し、これを実施するとともに、その実施について市民、事業者に対し助言及び指導等必要な措置を行うものとする。